

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）

改 正 案	現 行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十五（四―クロロナフタレン――イル）（―ペンチル――H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類</p> <p>二十六～三十三（略）</p> <p>三十四（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン――イル）（―ペンチル――H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類</p> <p>三十五～三十九（略）</p> <p>四十 五―〔三―（―ナフトイル）――H―インドール――イル〕ペンタンニトリル及びその塩類</p> <p>四十一・四十二（略）</p> <p>四十三 一―フェニル―二―（ピロリジン――イル）ペンタン――オン及びその塩類</p> <p>四十四～五十（略）</p> <p>五十一 〔一―（五―フルオロペンチル）――H―インドール―三―イル〕（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン――イル）メタノン及びその塩類</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五～三十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十三～三十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十八・三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十～四十六（略）</p>

五十二 (略)
 五十三 「一―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―イール」(四―メチルナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類
 五十四・五十五 (略)
 五十六 二―ベンジルアミノ―一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類
 五十七 (略)
 五十八 (一―ペンチル―一H―インドール―三―イール)(四―プロピルナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類
 五十九 (略)
 六十 二―(メチルアミノ)―一―フェニルブタン―一―オン及びその塩類
 六十一・六十二 (略)
 六十三 (四―メチルナフタレン―一―イール)「一―(ペント―四―エン―一―イール)―一H―インドール―三―イール」メタノン及びその塩類
 六十四 (略)
 六十五 一―(四―メチルフェニル)―一―(ピロリジン―一―イール)プロパン―一―オン及びその塩類
 六十六 一―(四―メチルフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 六十七・六十八 (略)
 六十九 (二―メチル―一―ペンチル―一H―インドール―三―イール)(ナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類
 七十 (略)

四十七 (略)
 (新設)
 四十八・四十九 (略)
 (新設)
 五十 (略)
 (新設)
 五十一 (略)
 (新設)
 五十二・五十三 (略)
 (新設)
 五十四 (略)
 (新設)
 五十五・五十六 (略)
 (新設)
 五十七 (略)

七十一 一—(三・四—メチレンジオキシフェニル)—二
—(ピロリジン——イル)ブタン——オン及びその
塩類

七十二—七十九 (略)

八十 (二—メトキシフェニル) (一—ペンチル—H—

インドール—三—イル)メタン—及びその塩類

八十一—八十七 (略)

八十八 二—(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェニル

—)N—(二—メトキシベンジル)エタンアミン及びそ

の塩類

八十九 (二—ヨードフェニル) (一—ペンチル—H—

インドール—三—イル)メタン—及びその塩類

九十・九十一 (略)

(新設)

五十八—六十五 (略)

(新設)

六十六—七十二 (略)

(新設)

(新設)

七十三・七十四 (略)